

ねんきん通信

ご存知ですか？ 「保険料免除制度」があることを！

国民年金は20歳から60歳までの国民が原則全員加入し、保険料を出し合って安心を支えあう制度です。あなたが年金を受け取るため、また、みんなが年金のある安心した生活を送るためにも、保険料の納付は欠かせません。

しかし、40年間という長い期間には、経済的な事情などから保険料納付が困難となる場合もあります。だからと言って納付せず未納期間が増加すると、万が一の事故や不幸にあったときなどの障害年金や遺族年金、老齢時に支給される老齢年金を受給できなくなる可能性があります。そうなれば、今まで納めてきた保険料（厚生年金保険料なども含む）が全て「ムダ」になってしまいます。ですから、保険料納付が困難なときは「免除制度」を利用し、年金受給を確実なものとするようお勧めいたします！

●申請免除

保険料の全額（平成17年度13,580円）が免除される「全額免除」と保険料の半額（平成17年度6,790円）が免除される「半額免除」があります。

「免除」の承認を受けると、免除期間分の老齢基礎年金は「全額免除」で3分の1、「半額免除」で3分の2となります。

●免除対象者

- ・所得が一定の基準を下回る方

免除となる年間所得金額

（単位：万円）

世帯員数	全額	半額
4人（夫婦、子16歳未満、16歳以上23歳未満）	162（257）	257（388）
2人（夫婦のみ）	92（157）	156（248）
単身	57（122）	118（194）

※（ ）内は給与所得とした場合の収入金額

※夫か妻いずれかの方に所得のある世帯の場合

※半額免除は上記金額に各種控除金額を加算

- ・障害者または寡婦で、前年の所得が125万円以下の方
- ・失業、風水害等で保険料の納付が困難な方（特例免除）
※失業者については、その方のみ前年所得が無いものとして計算されます。よって、配偶者の前年所得によっては免除とならない場合があります。

●学生納付特例制度

本人の前年所得金額が118万円（給与収入で194万円、扶養者がいる場合は半額免除の基準を適用）以下の学生（学校法人の許可を受けていない各種学校、予備校、海外の学校の学生は除く）は、申請により保険料の納付を要しません。

特例制度を利用された学生の方は、特例期間中に障害の状態に陥った場合、障害基礎年金を受けられますが、老齢基礎年金の計算上は算入されず、受給資格期間を満たすためのカラ期間となります。

●若年者納付猶予制度

学生以外で20歳代の所得の低い若者が親と同居している場合、これまでは親の所得が高く保険料が免除にならないケースが多くありました。今年4月から20歳代の本人と配偶者の前年所得金額が57万円（給与収入で122万円）以下の場合は、申請により保険料の納付が猶予されることとなります。

受給権等については、「学生納付特例制度」と同じです。

■申請に必要なものは？

それぞれに共通するものは、年金手帳、印鑑、所得証明書（失業特例免除申請を除く1月2日以降の転入者）です。加えて、失業等における特例申請免除ご希望の方は雇用保険受給資格者証又は離職票、学生納付特例制度をご希望の方は学生証又は在学証明書（写し可）をご持参ください。

■保険料の追納ができます！

免除又は納付特例・猶予制度などの承認を受けた期間の保険料は、10年間納めることができます（「追納」といいます）。

追納する保険料額は、保険料の免除等を受けた年度から起算して3年度目以降の場合、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

追納することにより、承認を受けた期間について満額の老齢基礎年金を受け取ることができます。

■申請は毎年必要です！

いずれの制度も、継続して免除等の承認を受ける場合は、毎年申請が必要になります。

免除等の期間は、申請免除及び若年者納付猶予制度が7月～翌年6月末まで、学生納付特例制度は、4月～翌年3月末までです。

これまでは、申請月の前月から免除等期間とされていましたが、平成17年度からは申請が遅れても当初の免除等期間の始期にさかのぼって承認されることになりました。

詳しくは、役場町民課福祉住民係（☎5-1111 内線158）にお問い合わせください。

★お悔やみ申し上げます
 鳴海 清二さん（54歳）宮園町
 志田 博雄さん（75歳）6条南1
 安藤 貞男さん（82歳）元町
 小西出正義さん（92歳）開進

田中 瑞紀さん（北進）
 田口 左門さん
 河野 純子さん（5条南1）
 立田 謙一さん

☆ご結婚おめでとう
 大友 琉矢くん（父康史 唄延）
 加藤 睦丈くん（父万宮園町）
 大西 希颯ちゃん（父洋二 宮園町）
 小西 桜資くん（父耕平 唄延）

戸籍の窓

3月

◇社会福祉に
 〔香典返しの一部〕
 鳴海千恵子さん（夫）宮園町
 志田紀美子さん（夫）6条南2
 安藤 ナツさん（夫）元町
 小西出ツサさん（夫）開進

ご寄付ありがとうございました
 3月